

(証券コード5161)
平成27年6月11日

株 主 各 位

広島市西区三篠町二丁目2番8号
西川ゴム工業株式会社
取締役社長 西 川 正 洋

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 広島市西区三篠町二丁目2番8号
西川ゴム工業株式会社 本社5階会議室 |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 1. 第66期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告
および連結計算書類ならびに計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第66期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役14名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役2名選任の件 |

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
 - ◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページにおいて、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。
(当社ホームページURL：<http://www.nishikawa-rbr.co.jp>)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税による個人消費の低迷が見られましたが、政府の金融緩和政策等により円安・株高が進むとともに、企業業績の改善を背景にした設備投資が増加し、景気は緩やかに回復している状況で推移しました。

海外におきましては、米国経済は民間需要を中心とした回復を続け、欧州経済も緩やかに回復を続ける一方で、一部新興国経済の成長率は鈍化しました。

自動車業界におきましては、国内自動車生産台数が上期は前年と同等の水準となりましたが、下期は消費税増税前の駆け込み需要が発生した前年に比べ生産台数が減少した結果、通期においては前年を下回りました。海外生産台数は、世界経済の回復を背景に概ね堅調に推移し前年を上回る結果となりました。

この結果、当期の売上高は879億86百万円（前期比6.3%増）となりました。しかしながら、利益につきましては、米国における高操業に対応する改善のための費用増加、メキシコ、インドネシアにおける量産対応費用の増加、タイにおいては、自動車生産台数減少による受注減、さらに国内におきましては、新製品立ち上がりおよび工程変更などが重なり、生産性についての指標が計画通り向上していないことによる労務費関連や原材料の消費量の増加などが影響し、営業利益は45億68百万円（前期比48.3%減）、経常利益は43億58百万円（前期比53.5%減）、当期純利益は20億97百万円（前期比66.1%減）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

自動車用部品事業につきましては、国内自動車生産台数が前年を下回りましたが、海外自動車生産台数が前年を上回る実績となるとともに、為替が業績に一部寄与した結果、売上高は835億65百万円（前期比7.2%増）となりました。しかしながら、利益につきましては、上記に記載いたしました様々な要因が影響した結果、41億51百万円（前期比49.0%減）となりました。

一般産業資材事業につきましては、主力分野である住宅関連製品において、消費税率引き上げに伴い新設プレハブ着工戸数が前年を下回った結果、売上高は44億20百万円（前期比7.5%減）、営業利益は4億17百万円（前期比39.2%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、為替相場や原油価格の動向が依然として不透明であり、引き続き景気の下振れが懸念される状況が続くものと思われまます。

自動車業界におきましても、海外自動車生産台数は堅調に増加することが見込まれますが、国内においては消費税率引き上げに伴う需要低迷、自動車生産の現地化による輸出の伸び悩み等で、国内自動車生産台数は減少することが予測されます。

このような状況の中、当社グループは、「NRC2020年ビジョン」で設定した数値目標（連結売上高：1,000億円以上、連結営業利益率：10%以上、連結総資産営業利益率（ROA）：10%以上）を達成するため、次のとおり事業展開・活動を推進し、業績の向上に努めてまいります。

① グローバル・コーポレート・ガバナンスの強化

近年、日本のみならず全世界において様々な法令が整備され、規制が強化されてきております。当社は今後、当社グループのガバナンス体制を強化することで、これらの規制に適切に対応してまいります。

② 自動車用部品事業について

拡大する自動車産業の海外生産に対応しつつ、国内においては既存部品の売上維持・拡大を推進するとともに、音性能を中心とした新製品開発により、更なる売上拡大を目指してまいります。

③ 一般産業資材事業について

住宅市場において防音・防振製品の重点開発に取り組むとともに、土木市場においても下水道関連の新製品開発を行い、売上の拡大を目指してまいります。

④ 「西川ゴムグループ総コスト低減活動」の推進

当社で培われた原価低減技術を海外拠点へ展開するとともに、当社グループ全体であらゆる費用の低減を図ることで最大限の利益を確保してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は総額62億円であります。その主なものは、新製品生産設備および合理化投資などであります。なお、所要資金は主として自己資金でまかしていました。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

項 目	第63期 (平成24年3月期)	第64期 (平成25年3月期)	第65期 (平成26年3月期)	第66期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売上高 (百万円)	60,384	70,721	82,750	87,986
経常利益 (百万円)	3,140	7,151	9,374	4,358
当期純利益 (百万円)	1,655	4,483	6,189	2,097
1株当たり 当期純利益 (円)	84.58	229.00	316.11	107.13
総資産 (百万円)	71,771	81,431	93,447	105,014
純資産 (百万円)	42,924	50,755	59,275	69,546
1株当たり 純資産額 (円)	2,120.33	2,475.86	2,875.00	3,379.16

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況（平成27年3月31日現在）

① 子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又は出資金	議決権の 所有割合	主 な 事 業 内 容
西 川 物 産 株 式 会 社	21 百万円	100.0 %	工業用ゴム製品・金型製造販売および スキンケア製品・健康食品等の販売
株式会社西川ビッグオーシャン	27 百万円	100.0	自動車用ゴム製品等加工販売
株 式 会 社 西 川 ゴ ム 山 口	20 百万円	100.0	自動車用ゴム製品加工販売
株 式 会 社 西 和 物 流	10 百万円	100.0	運送業
西川デザインテクノ株式会社	20 百万円	100.0	自動車用ゴム製品の設計
ニシカワ・オブ・アメリカ, Inc.	48,000 千米 ドル	100.0	自動車用ゴム製品の設計・販売および 金型の販売
ニシカワ・クーパー LLC	21,243 千米 ドル	60.0 (60.0)	自動車用ゴム製品製造販売
ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd.	630,000 千バ ーツ	77.7	自動車用ゴム製品製造販売
上海西川密封件有限公司	173,267 千人 民元	100.0	自動車用ゴム製品製造販売
広州西川密封件有限公司	106,751 千人 民元	100.0	自動車用ゴム製品加工販売
西川橡胶（上海）有限公司	1,140 千人 民元	100.0	工業用ゴム製品生産設備等の販売
ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. de C.V.	280,525 千ペソ	100.0 (100.0)	自動車用ゴム製品製造販売
ニシカワ・マネジメント・サービス S.A. de C.V.	50 千ペソ	100.0 (100.0)	自動車用ゴム製品等販売
PT. ニシカワ・カリヤ・インドネシア	154,208 百万 ルピア	80.0	自動車用ゴム製品製造販売

(注) 1. 「議決権の所有割合」欄の（内書）は間接所有であります。

2. 西和工業株式会社は、平成26年4月1日付けで西川物産株式会社と合併いたしました。

3. ニシカワ・クーパー・メキシコ S.A. de C.V.は平成26年11月1日付けでニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. de C.V.へ社名変更いたしました。

4. ニシカワ・マネジメント・サービス S.A. de C.V.は平成27年5月1日付けでニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. de C.V.と合併いたしました。

② その他

当期の連結子会社は上記14社であります。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、自動車用部品および一般産業資材の製造販売であります。

事業区分	主要製品
自動車用部品	ドアシール、ドリップシール、トランクシール、グラスランチャネル、ドアオープニングトリム、ドアホールシール等
一般産業資材	住宅用外壁目地材、マンホール用ジョイントシール材等

(8) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

① 当社

本社	広島県広島市西区三篠町二丁目2番8号			
営業所	広島営業所 名古屋営業所 浜松営業所	広島県 愛知県 静岡県	大阪営業所 横浜営業所 宇都宮営業所	大阪府 神奈川県 栃木県
支店	欧州支店	英国ウォリックシャー市		
出張所	山口出張所	山口県		
工場	安佐工場 白木工場	広島県 広島県	吉田工場 三原工場	広島県 広島県

② 子会社

名 称	本社所在地
西川物産株式会社	広島県
株式会社西川ビッグオーシャン	広島県
株式会社西川ゴム山口	山口県
株式会社西和物流	広島県
西川デザインテクノ株式会社	広島県
ニシカワ・オブ・アメリカ, Inc.	米国デラウェア州
ニシカワ・クーパー LLC	米国デラウェア州
ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd.	タイ国ナコンラチャシマ県
上海西川密封件有限公司	中国上海市
広州西川密封件有限公司	中国広州市
西川橡胶（上海）有限公司	中国上海市
ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. de C.V.	メキシコ合衆国グアナファト州
ニシカワ・マネジメント・サービス S.A. de C.V.	メキシコ合衆国グアナファト州
PT. ニシカワ・カリヤ・インドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

事業区分	従業員数
自動車用部品	5,485 名
一般産業資材	141
全社（共通）	41
合計	5,667

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
 2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社広島銀行	3,750 百万円
株式会社山口銀行	1,300
株式会社みずほ銀行	1,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000
株式会社三井住友銀行	1,000
三井住友信託銀行株式会社	800

2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 48,343,000株
(2) 発行済株式の総数 19,579,007株 (自己株式416,380株を除く)
(3) 株主数 1,763名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
西川正洋	2,434 千株	12.43 %
株式会社ハイレックスコーポレーション	1,241	6.34
株式会社広島銀行	957	4.89
西川ゴム工業取引先持株会	949	4.85
西川泰央	748	3.82
三井住友信託銀行株式会社	626	3.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	612	3.13
株式会社山口銀行	544	2.78
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	540	2.76
西川ゴム工業社員持株会	491	2.51

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 社 長	西 川 正 洋		西川橡膠（上海）有限公司董事長
代表取締役 副 社 長	山 本 文 治	営業本部・技術本部・ グローバル統括本部管掌	西川デザインテクノ株式会社 代表取締役社長
専務取締役	児 玉 照 三	管理本部・品質保証本部・ 生産本部管掌	株式会社西和物流代表取締役社長 株式会社西川ビッグオーシャン 代表取締役社長
常務取締役	福 岡 美 朝	管理本部長兼 ハラスメント相談室長	
常務取締役	片 岡 伸 和	技術本部長	
取 締 役	西 川 泰 央	管理本部副本部長 情報システム部担当	
取 締 役	米 山 昌 一	品質保証本部長	
取 締 役	丸 目 義 博	技術本部副本部長 商品開発部・産業資材技術部・ 金型部・技術開発部担当	
取 締 役	佐々木 賢 治	営業本部長兼関西営業部長兼 営業企画部長	
取 締 役	内 藤 真	管理本部副本部長 購買部・原価企画部担当	
取 締 役	京 本 敬 二	生産本部長	
取 締 役	小 川 秀 樹	グローバル統括本部長兼 グローバル事業推進部長	
常任監査役 (常 勤)	吉 野 毅		
監 査 役	白 井 龍一郎		中国醸造株式会社代表取締役会長 株式会社中電工社外監査役
監 査 役	大 迫 唯 志		弁護士 株式会社ヒロテック社外監査役 ハウコクホールディングス株式 会社社外取締役

- (注) 1. 監査役白井龍一郎氏および監査役大迫唯志氏は社外監査役であります。
2. 監査役白井龍一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	12名	214百万円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	21百万円 (7百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、年額3億50百万円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の定時株主総会において、年額40百万円以内と決議されております。
3. 上記支給額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まれておりません。
4. 上記支給額には、事業年度中に計上した役員退職慰労引当金繰入額35百万円（取締役34百万円、監査役1百万円）を含んでおります。

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当該他の法人等との関係
監査役	白井 龍一郎	中国醸造株式会社 株式会社中電工	代表取締役会長 社外監査役	当社と中国醸造株式会社ならびに株式会社中電工との間に重要な関係はありません。
監査役	大迫 唯志	株式会社ヒロテック ハウコクホールディングス株式会社	社外監査役 社外取締役	当社と株式会社ヒロテックならびにハウコクホールディングス株式会社との間に重要な関係はありません。

② 活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	白井 龍一郎	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また当期開催の監査役会13回のうち13回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験からの発言を行っております。
監査役	大迫 唯志	当期開催の取締役会17回のうち12回に出席し、また当期開催の監査役会13回のうち8回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を置くことを検討しておりましたが、その選任議案を株主総会へ提案するには至っておりませんでした。本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当該事業年度に係る報酬等の額	43百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	58百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 海外連結子会社9社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査等を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である連結会計システムの導入に関する指導・助言などについての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議し、適宜これを改定しておりますが、現在の状況を踏まえて、平成27年4月16日開催の取締役会にて一部改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

(1) 当社取締役および使用人、当社子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「西川ゴムグループ基本行動指針」を作成し、当社グループのすべての役職員に周知徹底する。
- ② “コンプライアンス推進規則”を定め、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会はコンプライアンス推進に関わる課題・対応策を審議する。
- ③ 当社グループの役職員に対し、年1回以上、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ④ 当社グループの役職員が、当社または外部弁護士事務所へ直接通報を行うことができるコンプライアンス窓口を設置する。
- ⑤ 当社内部監査室は、“内部監査基準”に基づき、当社および当社子会社の内部監査を定期的に実施する。

(2) 当社取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社取締役会の議事録を作成し保存するとともに、文書管理に係る社内規定に定めるところに従い、起案決裁書等、当社取締役の職務の執行および決裁に係る情報について記録し、各担当部門において適切に管理する。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理について“リスク管理規則”を定め、同規則におけるリスクカテゴリーごとの責任部門により、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ② 当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントに関わる課題・対応策を審議する。
- ③ 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため「事業継続計画（BCP）」を策定する。

(4) 当社取締役および当社子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は社是、経営理念、基本行動指針を機軸にグループ中長期計画および年度の経営計画を策定し、これに基づき、各本部において目標達成のために活動する。また、当社代表取締役は、“方針管理基準”に基づき、経営計画が当初の予定どおりに進捗しているか定期的に診断を行う。
- ② 当社取締役の業務執行のマネジメントについては、“取締役会規則”に定められている事項をすべて当社取締役会に付議し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が当社全取締役・監査役に配付される体制をとる。
- ③ 当社取締役および使用人の日常の職務遂行に際しては、“業務分掌・職務権限基準”に基づき、“職制規則”に定められた各組織単位における職位の分掌業務の範囲ならびに職務執行に必要な職務権限と責任を定め、業務を組織的かつ効率的に遂行する。また、当社子会社においても当社に準拠した体制を構築させる。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社が定める“関係会社管理基準”に基づき、グループ各社が相互に実施・協力すべき内容を明確にし、共通目的である「西川ゴムグループとしての最適連結経営」を実行する。
- ② 当社が定める“会議基準”に基づき、定期的に会議を招集・開催し、グループ各社の意思疎通を図り、経営上の諸検討事項の協議を行うものとする。

(6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

当社が定める“関係会社管理基準”に基づき、当社子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について当社への定期的な報告を義務付ける。

(7) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 当社監査役の職務を補助する組織を当社内部監査室とし、当社監査役からの要請により必要に応じて、その職務を補助する社員を置く。
- ② 当社監査役を補助する社員の人数および資格要件等については、事前に当社監査役と協議して決定する。

- (8) 当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社監査役を補助する社員の人事に関する決定は、事前に当社監査役と協議の上決定し、いかなる当社取締役からも独立性を保証する。
 - ② 当社監査役の職務を補助すべき使用人は、当社監査役の要望した事項の内部監査を行い、もっぱら当社監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (9) 当社取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制
- ① 当社代表取締役は、以下の事項を当社監査役会に報告する。
 - i 当社取締役会で決議された事項
 - ii 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iii 当社および当社グループ各社の毎月の経営状況として重要な事項
 - iv 当社の内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - v 当社および当社グループ各社の取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款違反する重大な事項
 - vi 公益通報者保護法に基づき会社へ通報のあった法令・定款違反、重大な倫理違反
 - vii その他品質、環境に関する重大な事項
 - viii 当社および当社グループ各社の重要な会計方針・会計基準の変更ならびにその影響
 - ② 前項に基づく当社監査役会へ報告すべき事項については、当社監査役への当社取締役会資料・取締役会議事録の提出または当社監査役の各種重要会議への出席若しくは当社代表取締役等との定期的会合によって当社監査役会への報告をしたものとみなすことができる。
 - ③ 当社取締役および使用人は、当社監査役会の定めるところに従い、当社各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
 - ④ 当社監査役は、当社取締役会その他重要な会議に出席する他、定期的に当社取締役と意見交換等を行うこととする。

(10)当社子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が親会社の監査役に報告するための体制

- ① 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実については、これを発見次第、直ちに当社のコンプライアンス担当部門に報告を行い、当社コンプライアンス担当部門は速やかに当社監査役へ報告を行う。
- ③ 当社内部監査室およびコンプライアンス担当部門は、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状について、定期的に当社監査役へ報告を行う。
- ④ 当社総務担当部門は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

(11)親会社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(12)当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 当社監査役会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を当社監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当社は、当社監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

(13)その他の当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図るとともに、当社監査役会が決定する監査計画書に基づき、当社代表取締役と定期的会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、当社代表取締役との相互認識を深めるよう努めるものとする。

(14)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、取締役会で決議した“財務報告に係る内部統制実施規則”に則り、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの整備・運用を行うとともにその有効性を継続的に評価する。

(15)反社会的勢力排除に向けた体制

暴力団・総会屋などの反社会的活動・暴力・不当な要求などをする人物および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。万一、反社会的勢力が攻撃してきた場合にも、これに屈せず断固として拒否し的確に対応する。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、「正道」「和」「独創」「安全」という社是のもと、会社の真の発展は、社会の福祉、世界の進運に寄与しうるものでなければならない、また、お客様第一に徹し、品質・技術の西川ゴムと社会から信頼され、いかなる環境の中でも成長し続ける「たくましい企業」「存在感のある企業」を目指し、「和の心」をもって全社員が一丸となって、自らの仕事に誇りと責任を持ち、常に正道に立って社業を運営してまいりました。現在ある当社を支え形成する有形無形の諸々の財産が当社の企業価値の源泉と認識しておりますし、それらの財産の上に当社の将来が在ると確信しております。当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の企業価値の源泉を理解し、それに立脚した上でさらなる企業成長を目指す必要がある、と考えます。従いまして、当社は、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の社是、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、中長期的に向上させる者でなければならない」と考え、これを基本方針として決定しております。

当社は、上場会社として株式の流通を市場に委ねている以上、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上に資するものである限り、それを一概に否定はいたしません。また、大規模買付行為の提案に応じるべきか否かは、最終的には個々の株主の皆様にご判断いただくべきものと考えます。

しかしながら、基本方針に照らし、当社グループの企業価値および株主共同の利益を毀損する虞のある株式等の大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考え、このような者による大規模買付に対しましては、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する必要があるものと考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

① 経営理念

当社は設立以来、「正道」「和」「独創」「安全」の社是のもと、自動車産業と一体となって常に創造性を高め、新技術を探求し、開拓者精神を持って新しい市場の開拓、新製品の開発、新しいサービスの提供に取組むことにより成長してまいりました。

また、社是をもとに、企業活動を行う際の基本的な考え方を経営理念として定め、主として、法の遵守と公正な取引を通じて、社会から信頼される企業市民を目指すこと、あらゆる環境変化に柔軟に対応できる「しなやかでたくましい会社」であり続けることを社員に示しております。

このような社是、経営理念のもと、当社は長年培ってきた技術をもとに、自動車用部品事業をはじめ、住宅事業、土木事業を中心とした一般産業資材事業を営んでおります。

事業基盤であります地域別セグメントは、大きく分けて日本国、アメリカ合衆国、中国およびその他の地域にまたがっており、活動領域は国際的なものとなっております。このような世界各国にわたる当社グループの経営にあたりましては、経営の効率化、コーポレート・ガバナンス体制およびコンプライアンス体制の強化ならびに連結財務体質の改善等を図りつつ、「卓越したシール&フォームエンジニアリングから生み出す製品・サービスを通じて、世界中のお客様に『快適』をお届けする企業グループ」となるべく、新製品の開発、市場の開拓、製造コストの低減等に日々研鑽を積んでおります。

② 企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、当社を支え形成する有形無形の諸々の財産がそれに相当すると認識しておりますが、特筆すべきは「堅実にしてまじめな また自由にして秩序正しい社風」のもと全社員が創業以来培ってまいりました「開発・製造・技術力」であります。

上記の当社企業価値の源泉を向上させる具体的な取組みとしては、主に以下の施策を実行しております。

- i 事業体制や生産体制、グループ体制の見直しおよび業務品質の向上に継続的に取組み、市場競争力の強化および顧客満足度のより一層の向上を目指しております。
- ii 優秀な人材の採用に努めるのはもちろんのこと、人材育成の面から、全社員のモチベーションと技能の向上を目的とした人事制度の構築・運用に取り組んでおります。

③ コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

当社は、社是と基本行動指針“己の立てる所を深く掘れ そこに必ず泉あらん”を基本に、社会の一員として法令、社会規範、企業ルールの遵守はもとより、企業本来の事業領域を通じて社会に貢献するに留まらず、時代とともに変化する経済・環境・社会問題等にバランスよくアプローチすることで、株主をはじめとするステークホルダーの要求、期待、信頼に応える高い倫理観のある誠実な企業活動を行い、これを役員・従業員一人ひとりが追求し実践することにより、持続的に企業の存在価値を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの基本としております。

また当社は、企業統治の強化によって常に効率的で健全な経営を行い、必要な施策を適宜実行することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な増大を図るための重要な課題であると認識し、

- i 取締役会による重要な意思決定と職務の監督
- ii 監査役による取締役の職務執行の監査
- iii 社長直轄の内部監査室の内部監査の実施等

を逐次整備・強化してまいりました。

当社は、前記の取組み等を通じて株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにしながら、中長期的視野に立って企業価値の安定的な向上を目指してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年5月12日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付行為への対応策（以下、「旧プラン」といいます）を導入することを決議し、平成23年6月28日開催の第62回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。さらに、当社は平成26年6月27日開催の当社第65回定時株主総会において、株主の皆様に、情勢変化等を踏まえその内容を一部改めた上で旧プランを継続することをご承認いただき、継続後の当社株式等の大規模買付行為への対応策（以下、「本プラン」といいます）を定めております。

① 本プラン導入の目的

当社株式に対する大規模買付行為または大規模買付行為に関する提案が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様に正確に判断していただくことを第一の目的とし、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を抑止することを、第二の目的といたします。

② 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為であります。

- ③ 大規模買付ルールの内容
「大規模買付ルール」とは、大規模買付行為に先立ち、i 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、ii 当社取締役会による一定の評価期間が経過し、iii 当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様へ開示した後に初めて大規模買付行為を開始することを認めるというものであります。
- ④ 大規模買付行為がなされた場合の対応
- i 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合
大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、大規模買付行為に対する後記iiのケースのような対抗措置は原則講じません。
 - ii 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等により認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。
- ⑤ 対抗措置の合理性および公平性を担保するための制度および手続
- i 独立委員会の設置
本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するために、独立委員会を設置することといたします。
 - ii 対抗措置発動の手続
大規模買付者に対する対抗措置をとる場合には、当社取締役会は、独立委員会に対し対抗措置の具体的な内容およびその発動の是非について諮問するものとし、独立委員会は当社取締役会に対して勧告を行うものとしたします。
 - iii 株主意思の確認手続
当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの決定を行うにあたり、株主の皆様を尊重する趣旨から、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様へ判断いただくこともできるものとします。また、独立委員会から、株主意思の確認手続を行うべき旨の勧告を受けた場合には、取締役会は、当該勧告を最大限尊重するものとしたします。

- ⑥ 本プランの有効期限
本プランの有効期間は、3年間（平成29年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）といたします。

(4) 本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

- ① 本プランが基本方針に沿うものであること
本プランに基づき、当社取締役会は、大規模買付者の大規模買付提案が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるか等を検討することで、当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセスおよび結果を投資家の皆様に開示いたします。
- ② 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと
大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しており、本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうことはないものと判断しております。
- ③ 本プランが当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと
本プランの効力発生は株主総会での承認を条件としており、大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するため、独立委員会のシステムを導入しております。以上により、本プランが当社の取締役の地位の維持を目的としたものではないかとの疑義を払拭するためのシステムを組み込んだものとなっていると判断しております。

なお、以上の詳細につきましては当社ホームページ（<http://www.nishikawa-rbr.co.jp/news/items/2014-05-09-02.pdf>）をご参照ください。

(注) 本事業報告は、次により記載されております。

1. 記載金額の表示単位未満は切り捨てて表示しております。
2. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	50,206	流動負債	22,788
現金及び預金	24,272	支払手形及び買掛金	9,805
受取手形及び売掛金	16,093	短期借入金	6,353
電子記録債権	1,280	未払法人税等	198
有価証券	500	賞与引当金	1,031
製品	2,349	製品保証引当金	41
仕掛品	1,001	その他	5,359
原材料及び貯蔵品	2,186	固定負債	12,679
繰延税金資産	603	長期借入金	4,632
その他	1,922	繰延税金負債	5,341
貸倒引当金	△3	退職給付に係る負債	1,720
固定資産	54,807	役員退職慰労引当金	495
有形固定資産	28,339	資産除去債務	336
建物及び構築物	9,363	その他	151
機械装置及び運搬具	10,335		
工具、器具及び備品	2,180	負債合計	35,467
土地	4,371	純資産の部	
建設仮勘定	2,087	株主資本	51,125
無形固定資産	1,434	資本金	3,364
借地権	316	資本剰余金	3,660
のれん	439	利益剰余金	44,523
その他	677	自己株式	△422
投資その他の資産	25,034	その他の包括利益累計額	15,034
投資有価証券	24,063	その他有価証券評価差額金	11,682
長期貸付金	40	為替換算調整勘定	4,246
繰延税金資産	275	退職給付に係る調整累計額	△893
その他	659	少数株主持分	3,386
貸倒引当金	△5	純資産合計	69,546
資産合計	105,014	負債・純資産合計	105,014

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		87,986
売上原価		71,539
売上総利益		16,446
販売費及び一般管理費		11,877
営業利益		4,568
営業外収入		
受取利息	80	
受取配当金	388	
その他	233	702
営業外費用		
支払利息	173	
固定資産除却損	154	
為替差損	414	
持分法による投資損失	2	
その他	168	912
経常利益		4,358
特別損失		
固定資産除却損	17	17
税金等調整前当期純利益		4,340
法人税、住民税及び事業税	1,894	
法人税等調整額	0	1,895
少数株主損益調整前当期純利益		2,445
少数株主利益		348
当期純利益		2,097

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,364	3,660	42,482	△422	49,084
会計方針の変更による累積的影響額			687		687
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,364	3,660	43,169	△422	49,772
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△744		△744
当 期 純 利 益			2,097		2,097
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	0	1,353	△0	1,353
当 期 末 残 高	3,364	3,660	44,523	△422	51,125

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	6,169	1,695	△659	7,205	2,985	59,275
会計方針の変更による累積的影響額						687
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,169	1,695	△659	7,205	2,985	59,963
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△744
当 期 純 利 益						2,097
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,513	2,550	△234	7,829	400	8,230
当期変動額合計	5,513	2,550	△234	7,829	400	9,583
当 期 末 残 高	11,682	4,246	△893	15,034	3,386	69,546

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 14 社 …………… 西川物産(株)、(株)西川ビッグオーシャン、(株)西川ゴム山口、(株)西和物流、西川デザインテクノ(株)、ニシカワ・オブ・アメリカ, Inc.、ニシカワ・クーパー LLC、ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd.、上海西川密封件有限公司、広州西川密封件有限公司、西川橡胶（上海）有限公司、ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. de C.V.、ニシカワ・マネジメント・サービス S.A. de C.V.、PT. ニシカワ・カリヤ・インドネシア

連結子会社であった西和工業(株)は、平成26年4月1日付けで西川物産(株)と合併いたしました。

また、ニシカワ・クーパー・メキシコ S.A. de C.V.は平成26年11月1日付けでニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. de C.V.へ社名変更いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 1 社 …… エイエルピー・ニシカワ・カンパニー Ltd.

持分法非適用の関連会社 2 社 … 豊不動産(株)他 1 社

持分法非適用関連会社については、当期純損益および利益剰余金等の額のうち、持分に見合う額の合計額は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ニシカワ・オブ・アメリカ, Inc.、ニシカワ・クーパー LLC、ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd.、上海西川密封件有限公司、広州西川密封件有限公司、西川橡胶（上海）有限公司、ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. de C.V.、ニシカワ・マネジメント・サービス S.A. de C.V.およびPT. ニシカワ・カリヤ・インドネシアの9社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券 …… その他有価証券

時価のあるもの … 連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの … 移動平均法による原価法

② たな卸資産 …… 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

i 製品・原材料・仕掛品

主として総平均法

ii 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ……………… 当社、国内連結子会社および一部の在外連結子会社は定率法を、その他の在外連結子会社は定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

また、当社および国内連結子会社は取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 4～9年

② 無形固定資産 ……………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、当社および国内連結子会社のソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

③ リース資産 ……………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

開業費

支出時に全額費用として処理することとしております。

(4) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に係る過去の貸倒実績率に基づく回収不能見込額および貸倒懸念債権等の特定の債権に係る個別の回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …… 従業員賞与の支払に備えるため、翌連結会計年度中に支給することが見込まれる賞与総額のうち、当連結会計年度帰属分を引当計上しております。
- ③ 製品保証引当金 …… 当社は、製品の品質保証期間内でのクレームによる保証支出に備えるため、過去の実績と当連結会計年度の発生状況を考慮した支出見込額を引当計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 …… 役員退職慰労金の支払に備えるため、当社および国内連結子会社の役員について内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の …… 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間帰属方法 期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の …… 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存費用処理方法 勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生
の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(6) のれんの償却方法および償却期間

5年間の均等償却を行っております。

平成22年3月31日以前に計上された負ののれんは、5年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

5. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が1,064百万円減少し、利益剰余金が687百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ50百万円減少しております。

6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 67,678百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 19,995,387株
2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の金額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	391百万円	20円	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日
平成26年10月13日 取締役会	普通株式	352百万円	18円	平成26年 9月30日	平成26年 12月5日

当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の金額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	352百万円	18円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、「与信管理基準」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期借入金）および設備投資資金（長期借入金）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	24,272	24,272	—
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	16,093	16,093	—
(3) 電 子 記 録 債 権	1,280	1,280	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 そ の 他 有 価 証 券	23,695	23,695	—
(5) 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	(9,805)	(9,805)	—
(6) 短 期 借 入 金	(6,353)	(6,354)	△ 0
(7) 長 期 借 入 金	(4,632)	(4,626)	6

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、ならびに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

譲渡性預金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 短期借入金

短期借入金のうち、1年内返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、その他の短期借入金の時価については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額867百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,379.16円
2. 1株当たり当期純利益(期中平均株式数による)	107.13円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	29,187	流動負債	16,724
現金及び預金	13,107	買掛金	7,227
受取手形	54	短期借入金	4,200
売掛金	9,425	1年以内に返済される長期借入金	2,000
電子記録債権	1,256	未払費用	1,272
電子記録証券	500	未払法人税等	717
有価証券	1,181	未払消費税	27
仕掛品	424	前受金	307
材料及び貯蔵品	287	前受り金	58
前払費用	149	前受り金	9
繰延税金資産	438	前受り金	4
関係会社短期貸付	930	賞与引当金	806
未収入金	1,229	製品保証引当金	41
倒引当金	207	その他	48
	△4	固定負債	9,625
固定資産	47,722	長期借入金	3,950
有形固定資産	10,311	退職給付引当金	283
建物	3,142	役員退職慰労引当金	448
構築物	256	資産除却負債	278
機械及び装置	2,627	繰延税金負債	4,666
車両運搬具	25	負債合計	26,350
工具、器具及び備品	635	純資産の部	
土地	2,923	株主資本	40,090
建設仮勘定	700	資本金	3,364
無形固定資産	330	資本剰余金	3,661
借地権	23	資本準備金	3,661
ソフトウェア	299	その他資本剰余金	0
その他の資産	8	利益剰余金	33,487
投資その他の資産	37,080	利益準備金	690
投資有価証券	23,350	その他利益剰余金	32,796
関係会社株	8,594	固定資産圧縮積立金	285
出資	19	研究開発積立金	200
関係会社出資金	4,057	別途積立金	28,086
長期貸付金	609	繰越利益剰余金	4,224
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	31	自己株式	△422
長期前払費用	79	評価・換算差額等	10,470
その他	342	その他有価証券評価差額金	10,470
倒引当金	△5	純資産合計	50,560
資産合計	76,910	負債・純資産合計	76,910

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	44,821
売上原価	36,483
売上総利益	8,338
販売費及び一般管理費	6,680
営業利益	1,657
営業外収入	
受取利息	13
有価証券利息	1
受取配当金	2,360
受取賃貸料	245
その他	434
営業外費用	
支払利息	100
固定資産除却損	99
固定資産賃貸費用	75
その他	0
経常利益	4,436
経常外損失	
固定資産除却損	8
引当金	8
税引前当期純利益	4,428
法人税、住民税及び事業税	853
法人税等調整額	90
当期純利益	3,484

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金(注)	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	3,364	3,661	—	3,661	690	29,368	30,058	△422	36,661
会計方針の変更による累積的影響額						687	687		687
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,364	3,661	—	3,661	690	30,056	30,746	△422	37,349
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△744	△744		△744
当 期 純 利 益						3,484	3,484		3,484
固定資産圧縮積立金の積立							—		—
別途積立金の積立							—		—
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			0	0				0	0
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	0	0	—	2,740	2,740	△0	2,740
当 期 末 残 高	3,364	3,661	0	3,661	690	32,796	33,487	△422	40,090

(注) その他利益剰余金の内訳

	評価・換算差額等		純資産 合計		固定資産 圧縮 積立金	研究開発 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	その他 利益 剰余金 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計							
当 期 首 残 高	5,231	5,231	41,893	当 期 首 残 高	278	200	24,886	4,003	29,368
会計方針の変更による累積的影響額			687	会計方針の変更による累積的影響額				687	687
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,231	5,231	42,581	会計方針の変更を反映した当期首残高	278	200	24,886	4,691	30,056
当 期 変 動 額				当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△744	剰余金の配当				△744	△744
当 期 純 利 益			3,484	当 期 純 利 益				3,484	3,484
固定資産圧縮積立金の積立			—	固定資産圧縮積立金の積立	7			△7	—
別途積立金の積立			—	別途積立金の積立			3,200	△3,200	—
自己株式の取得			△0	自己株式の取得					
自己株式の処分			0	自己株式の処分					
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	5,238	5,238	5,238	株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	5,238	5,238	7,979	当期変動額合計	7	—	3,200	△466	2,740
当 期 末 残 高	10,470	10,470	50,560	当 期 末 残 高	285	200	28,086	4,224	32,796

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記等)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社および関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・原材料・仕掛品 …… 総平均法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 4～9年

無形固定資産 …… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に係る過去の貸倒実績率に基づく回収不能見込額および貸倒懸念債権等の特定の債権に係る個別の回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 …………… 従業員賞与の支払に備えるため、翌期中に支給することが見込まれる賞与総額のうち、当期帰属分を引当計上しております。
- 製品保証引当金 …………… 製品の品質保証期間内でのクレームによる保証支出に備えるため、過去の実績と当期の発生状況を考慮した支出見込額を引当計上しております。
- 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
- なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金 …… 役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1,064百万円減少し、繰越利益剰余金が687百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ50百万円減少しております。

6. 表示方法の変更

貸借対照表関係

前事業年度において区分掲記していた、「無形固定資産」の「特許権」は、重要性に乏しいため、当事業年度より無形固定資産の「その他」に含めて表示することとしました。

7. 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

8. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 38,899百万円
 2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	3,650百万円
〃 長期金銭債権	600百万円
〃 短期金銭債務	2,124百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	5,208百万円
仕入高	9,150百万円
営業取引以外の取引による取引高	747百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	416,333	112	65	416,380

- (注) 1. 増加数の内訳は、次のとおりであります。
 単元未満株式の買取りによる増加 112株
 2. 減少数の内訳は、次のとおりであります。
 単元未満株式の買増による減少 65株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金および賞与引当金の否認等であり、繰延税金資産から控除した評価性引当額は430百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.8%、平成28年4月1日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が29百万円減少し、繰延税金負債の金額が479百万円減少するとともに、その他有価証券評価差額金が491百万円、当事業年度に計上された法人税等調整額が40百万円、それぞれ増加しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

固定資産のほか、事務機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社西川ゴム山口	所有 100% (被所有) 0%	製品の購入	土地・建物の賃貸 (注1)	150 (注2)	受取賃貸料	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 賃貸料の算出にあたっては、土地・建物の帳簿価額、近隣の賃貸料等を勘案し、交渉の上決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,582.38円 |
| 2. 1株当たり当期純利益（期中平均株式数による） | 177.97円 |

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

西川ゴム工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和 泉 年 昭 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前 田 貴 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西川ゴム工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西川ゴム工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

西川ゴム工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和 泉 年 昭 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前 田 貴 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西川ゴム工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

西川ゴム工業株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	吉野 毅	㊟
社外監査役	白井 龍一郎	㊟
社外監査役	大迫 唯志	㊟

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続を基本としております。

第66期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金18円 総額 352,422,126円

(ご参考) 中間配当を含めた第66期の年間配当は、1株につき金36円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,400,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,400,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

平成27年5月1日に施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それら取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第30条(取締役の責任限定契約)を新設するとともに、現行定款第38条(社外監査役の責任免除)について所要の変更を行うものであります。なお、第30条(取締役の責任限定契約)の規定を新設する定款変更議案を株主総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第29条(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第29条(現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第37条(条文省略)</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第39条～第42条(条文省略)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第38条(現行どおり)</p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第40条～第43条(現行どおり)</p>

第3号議案 取締役14名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員が任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役2名を増員することとし、取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	にしかわ まさひろ 西川 正洋 (昭和23年12月9日生)	昭和47年4月 当社入社 昭和54年6月 当社取締役就任 昭和60年3月 当社専務取締役就任 昭和61年10月 当社代表取締役社長就任(現任)	2,434,284株
2	やまもと ふみはる 山本 文治 (昭和25年2月8日生)	昭和48年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役就任 平成16年4月 当社専務取締役就任 平成17年4月 当社代表取締役専務取締役就任 平成19年5月 当社代表取締役副社長就任(現任) (当社における担当) 営業本部・技術本部・グローバル統括本部管掌 (重要な兼職の状況) 西川デザインテクノ株式会社 代表取締役社長	21,100株
3	こだま しょうそう 児玉 照三 (昭和24年10月8日生)	昭和47年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役就任 平成16年6月 当社常務取締役就任 平成19年5月 当社専務取締役就任(現任) (当社における担当) 管理本部・品質保証本部・生産本部管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社西和物流 代表取締役社長 株式会社西川ビッグオーシャン 代表取締役社長	20,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	ふくおか よしとも 福岡美朝 (昭和27年9月5日生)	平成元年8月 当社入社 平成16年6月 当社取締役就任 平成24年6月 当社常務取締役就任(現任) (当社における担当) 管理本部長、ハラスメント相談室長	21,000株
5	かたおか のぶかず 片岡伸和 (昭和28年1月14日生)	昭和51年4月 当社入社 平成20年6月 当社取締役就任 平成24年6月 当社常務取締役就任(現任) (当社における担当) 技術本部長	16,400株
6	にしかわ やすお 西川泰央 (昭和30年3月28日生)	昭和52年4月 当社入社 平成5年6月 当社監査役就任 平成7年6月 当社取締役就任(現任) (当社における担当) 管理本部副本部長、情報システム部担当	748,150株
7	よねやま しょういち 米山昌一 (昭和28年8月25日生)	昭和52年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役就任(現任) (当社における担当) 品質保証本部長	17,700株
8	まるめ よしひろ 丸目義博 (昭和30年7月28日生)	昭和53年4月 当社入社 平成20年7月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役就任(現任) (当社における担当) 技術本部副本部長、商品開発部・産業資材技術部・金型部・技術開発部担当	8,100株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	佐々木 賢治 (昭和27年1月8日生)	昭和49年4月 当社入社 平成20年7月 当社執行役員 平成24年6月 当社取締役就任（現任） (当社における担当) 営業本部長、関西営業部長、営業企画部長	9,600株
10	内藤 真 (昭和32年12月6日生)	昭和55年4月 当社入社 平成20年7月 当社執行役員 平成24年6月 当社取締役就任（現任） (当社における担当) 管理本部副本部長、購買部・原価企画部担当	11,100株
11	京本 敬二 (昭和37年4月19日生)	昭和61年4月 当社入社 平成20年7月 当社執行役員 平成24年6月 当社取締役就任（現任） (当社における担当) 生産本部長	5,600株
12	小川 秀樹 (昭和36年7月30日生)	昭和60年4月 当社入社 平成20年7月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役就任（現任） (当社における担当) グローバル統括本部長、グローバル事業推進部長 (重要な兼職の状況) 上海西川密封件有限公司 董事長 広州西川密封件有限公司 董事長 西川橡胶（上海）有限公司 董事長	10,300株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
13	※大迫唯志 (昭和30年10月6日生)	昭和57年4月 弁護士登録 平成23年7月 弁護士法人広島総合法律事務所入所 平成24年6月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 株式会社ヒロテック 社外監査役 ホウコクホールディングス株式会社 社外取締役	700株
14	※山本順一 (昭和23年4月23日生)	昭和48年4月 東洋工業株式会社(現 マツダ株式会社) 入社 平成13年3月 同社技術研究所長就任 平成17年6月 同社監査役(常勤)就任 平成25年6月 同社監査役(常勤)退任 平成26年9月 株式会社ひろしまイノベーション推進機 構顧問就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ひろしまイノベーション推進機構 顧問 株式会社サンエー 社外取締役	0株

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 大迫唯志氏は社外取締役候補者であります。

(1) 同氏につきましては、弁護士として有しておられる高度な専門的知識を、当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(2) 同氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

(3) 当社は本株主総会において第2号議案が承認されますと、非業務執行取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定できる契約を締結できる旨を定款で定めることとなります。

同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

4. 山本順一氏は社外取締役候補者であります。

- (1) 同氏が社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
- (2) 同氏につきましては、自動車業界出身者としての豊富な経験、幅広い知見を有しておられることから、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 同氏は、過去において当社の特定関係事業者であるマツダ株式会社の監査役を務めておられましたが、平成25年6月に同社の役職を退任されていることから、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
- (4) 同氏は過去2年間に、当社の特定関係事業者であるマツダ株式会社から、監査役としての報酬を受けております。
- (5) 当社は本株主総会において第2号議案が承認されますと、非業務執行取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定できる契約を締結できる旨を定款で定めることとなります。
同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役白井龍一郎氏は任期満了、また大迫唯志氏は辞任により退任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、藏田修氏は大迫唯志氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、前任者の残任期間となります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	白井龍一郎 (昭和22年6月21日生)	昭和49年10月 中国醸造株式会社入社 昭和59年8月 同社代表取締役社長就任 平成21年8月 同社代表取締役会長就任(現任) 平成22年6月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 中国醸造株式会社 代表取締役会長 株式会社中電工 社外監査役	2,000株
2	※藏田修 (昭和34年8月27日生)	昭和59年10月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 昭和63年4月 公認会計士登録 平成5年4月 税理士登録 平成18年6月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 退所 平成22年10月 広島総合公認会計士共同事務所代表(現任) 平成23年1月 広島総合税理士法人代表社員(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士、税理士	0株

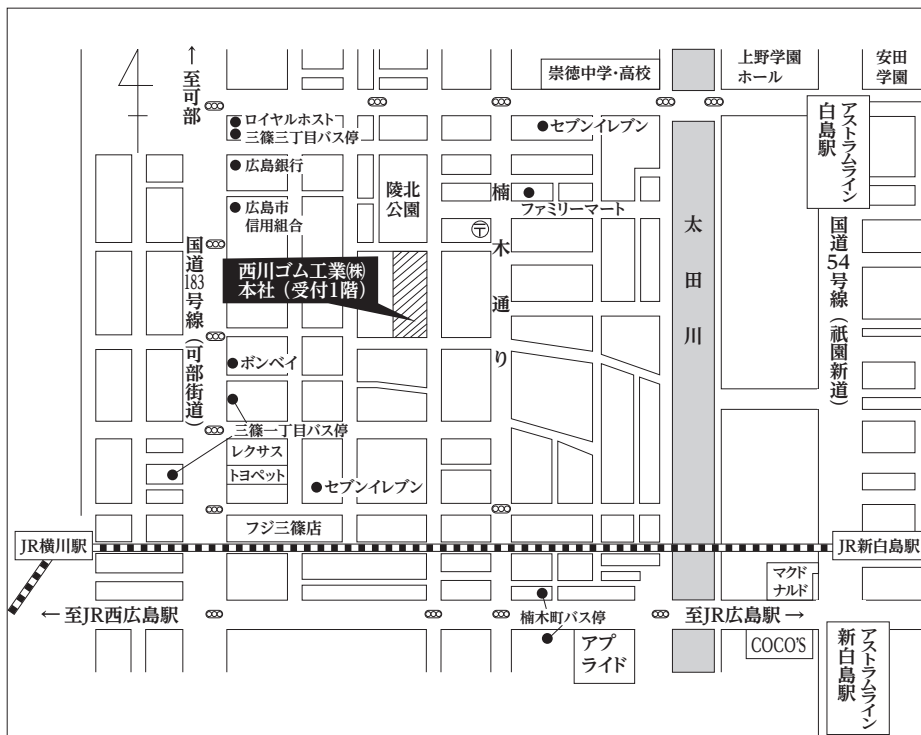
- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 白井龍一郎氏は社外監査役候補者であります。
 - (1) 当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (2) 同氏につきましては、中国醸造株式会社の代表取締役会長であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しておられることから、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - (3) 同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
 - (4) 同氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。
4. 藏田修氏は社外監査役候補者であります。
 - (1) 同氏につきましては、公認会計士として有しておられる高度な専門的知識を、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - (2) 同氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 (広島市西区三篠町二丁目2番8号
西川ゴム工業株式会社 本社5階会議室
電話番号：(082) 237-9371 (代表))



交通のご案内

- ・JR山陽本線 横川駅下車 徒歩10分
- ・国道183号線路線バス 三篠一丁目下車 徒歩3分
- ・広島バス 横川駅行 楠木町下車 徒歩10分
- ・アストラムライン 白島駅下車 徒歩10分

お願い：当日は午前9時から受付が可能です。弊社駐車場は手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを使用しています。